

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第 17 回議事録

農林水産省消費・安全局動物衛生課

食料・農業・農村政策審議会 第17回家畜衛生部会
議事次第

日 時：平成24年6月12日 13：59～15：17

場 所：農林水産省本省 第2特別会議室

1. 開 会
2. あいさつ
3. 審 議
4. 閉 会

○川島動物衛生課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「食料・農業・農村政策審議会第 17 回家畜衛生部会」を開催いたします。私は、この部会の事務局を担当しております動物衛生課長の川島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、まず姫田審議官の方からあいさつを申し上げます。

○姫田審議官 こんにちは。皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。この部会も、昨年 8 月、家畜伝染病予防法改正に伴って開催して以来ということでございます。その後、衛生管理基準とか、それぞれの皆さん方に御協力いただきながら何とか立派なものできたと思っております。

更に、口蹄疫とか鳥インフルエンザにつきましては、昨年の 8 月以降は幸いにして我が国で発生していないということで、やはり実際に防疫演習をするとか、それぞれの施設における回収、そして個々の農家さんへの普及啓発、そして動物検疫所における水際の防疫、あるいは県の家畜保健衛生所によりますいろいろな防疫の徹底、こういうようなことを進めてまいったところでございます。

それが、すべて 1 年間何も起こっていないということではないと思っておりますけれども、引き続き、皆様方の御指導の下にしっかりとした家畜防疫体制をつくってまいりたいと考えているところでございます。

本日、豚コレラもですが、併せて防疫指針の変更を進めておりまして、本日は豚コレラの防疫指針、併せてアフリカ豚コレラの防疫指針、この 2 つの防疫指針の変更を御審議いただきたいということ。それから、ブラジルのサンタ・カタリーナ州への口蹄疫等の地域主義の適用ということで、これは口蹄疫の地域主義というのは、今まで本邦初演というか、我が国では行ったことはございません。しかしながら、6 年余りもブラジルとの協議の結果、あるいは十分な資料をいただいた中で私どもの評価してきたところでございますので、今日の御審議をよろしくお願いいたしますと考えているところでございます。

いずれにしても、皆様方の熱心な御審議をいただいて、我が国の家畜衛生がしっかりとやれること、そして畜産業が発展することを祈念して私のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○川島動物衛生課長 それでは、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。以降、カメラなどによります撮影は控えていただきますよう、御協力よろしくお願いいたします。

○川島動物衛生課長 本日は、各委員の御紹介は省略させていただきたいと思っておりますけれども、青山学院大学の三村委員、鳥取大学の伊藤委員、川崎市衛生研究所の岡部委員、鹿児島県曾於農業共済組合の岡本委員、東京農業大学の林委員、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所の毛利委員、それから株式会社全農チキンフーズの岩元委員におかれましては御欠席となっております。

現在、家畜衛生部会の委員数は 19 名で、本日御出席いただいている委員は 12 名でございます。したがって、食料・農業・農村政策審議会令第 8 条の規定により、本部会が

成立しておりますことを御報告いたします。

議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に配付されております資料でございますが、資料番号のない資料一覧というものと、議事次第、委員の名簿の後に資料1から資料6までと、参考資料1から3までをお配りしております。それから、一枚紙でございますが、後で出てまいりますブラジルの地図のカラーのものが1枚ついてあるかと思っております。御確認をいただきまして、もし落丁等がございましたら、事務局の方にお申し出をいただきたいと思っております。

続きまして、本日の会議の進め方でございますけれども、まず、3つの諮問事項につきまして、それぞれ御審議をいただき、その後、昨年の家伝法改正以降の取組みにつきまして、2点につきまして事務局から御報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、早速でございますけれども、議事に入りたいと思っております。ここからの議事進行につきましては、近藤部会長にお願いいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○近藤部会長 よろしくお願ひいたします。部会長を務めさせていただきます近藤でございます。よろしくお願ひいたします。本日も活発な御議論をどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですけれども、農林水産大臣からの諮問事項につきまして、事務局から資料1、諮問文の説明をお願いいたします。

○川島動物衛生課長 それでは、資料1でございます。読み上げさせていただきたいと思っております。

(諮問文読み上げ)

以上でございます。これらの点につきましては、今日御審議をいただいた後、更に詳細な御審議をいただくということで、牛豚等疾病小委員会におきまして、技術的、専門的事項を検討していただいた上で、その報告を踏まえまして、改めてこの部会で御審議をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。入ります前に、こういう時期で梅雨にも入りましたので、どうぞ上着をお脱ぎいただいてということでよろしゅうございませうか。軽くなって身軽な御意見をいただければと思っております。どうぞ、御自由にお願ひいたします。

それでは、ただいま諮問された各事項につきまして、事務局から御説明いただきたいと思っております。まず、資料2の「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更（案）の概要」について、事務局から説明をお願いいたします。

○伏見家畜防疫対策室長 よろしくお願ひいたします。動物衛生課の伏見でございます。座ったまま御説明させていただきます。

私が説明する資料は、まず資料2でございます。内容は、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更（案）の概要」とタイトルについてでございます。現行でも、豚コレラの防疫指針というのは、平成18年3月31日に大臣公表されております。

今回、1番にございますように、昨年の家畜伝染病予防法の改正に伴いまして、口蹄疫及び鳥インフルエンザの防疫指針については、発生予防、早期通報、迅速な初動対応の3点を強調いたしまして見直しをしたところでございます。

2つ目に書いてありますとおり、今回御提案する防疫指針の大きな見直しということで、口蹄疫と鳥インフルエンザの防疫指針と同様に、発生予防、早期通報、迅速な初動対応を確保する観点から、①といたしまして、大きなところでございますが、患畜・疑似患畜の迅速な判定を可能とするため、遺伝子検査を導入するというのが1つ。

2つ目、大きなところでございますが、ウイルスの感染力を考慮いたしまして、感染力というのは口蹄疫と比べればそれほどということはないというのは科学的にわかっておりますので、移動制限区域の範囲を半径10kmから、制限区域でございますから3kmに縮小。ただ、現行10kmでございますが、後ほども説明しますが、3km～10kmの範囲は搬出制限区域として区域内の移動ということで設定したいということ、今後見直しを検討したいとしております。

1枚めくっていただきまして、2ページ以降を御説明しますが、3番目は具体的な変更案。ここにいらっしゃる委員の方々、口蹄疫・鳥インフルエンザの指針について御意見をいただいたわけでございますが、基本的な構成でございます。構成というのは1番の基本方針から始まりまして、この構成につきましては口蹄疫と鳥インフルエンザの指針と同じ形で設定しております。

まず、1番目の基本方針ですが、これは国と都道府県と市町村・関係団体の役割を同様に明記しております。繰り返しますが、国は都道府県の具体的な防疫措置を支援するという、都道府県は防疫方針に即した防疫措置を迅速・的確に実行する。市町村・関係団体は、口蹄疫・鳥インフルのときもそうでしたが、どうするかということが書かれていないということで、協力をするということが明記したいと思っております。

2つ目ですが、今度は事前の準備ということでございますが、ここでは農林水産省の取組みと都道府県の取組みということで、農水省としては大きなことは①に書いてございますけれども、海外の発生状況の把握・公表というのを同じように務める。これはホームページに口蹄疫等を紹介しておりますので、同様に対応していきたいということを考えております。都道府県の取組みについては、連携体制の整備をするということを明記していることをアンダーラインで強調させていただいております。

3つ目、清浄性の維持確認のための検査。突然出てきておりますけれども、豚コレラの場合は平成4年を最後に我が国では発生はございません。それで、平成18年の4月からワクチン接種を完全に中止したということと、翌年の19年4月1日にOIEの規約に定める豚コレラ清浄国となったということですので、今回この指針の中には、清浄性の維持の

確認のための検査を今もやっておりますけれども、明記することによって都道府県は原則年1回すべての農場へ立入検査を実施ということで、ここに書かせていただいております。

4番目は、異常家畜の発見及び検査の実施ということですので、これは通常、とにかく通報があった場合の対応ということで、家保で精密検査をするということを事細かに書いてあるわけでございます。

5番目、ここが先ほどポイントの一つということで、病性の判定に当たっては、病性の判定というのは患畜であるか、疑似患畜であるかの判定をするということですが、判断基準を明確にするということもそうですが、新しく検査方法として遺伝子検査、これはPCR検査と言われるものと遺伝子解析というものでございますが、その導入を踏まえて明確化していくということを書かせていただこうと思っております。

6番目が、病性判定時の措置ということで、豚コレラ本部の設置とか、あとは国は連絡調整員だとか、疫学の専門家、緊急支援チーム及び疫学調査チームを直ちに発生都道府県に派遣するというので、これも口蹄疫・鳥インフルと同様に書かせていただくものでございます。

一番下の7番目、発生農場における防疫措置、3ページ目に入りますが、これはまさに家畜伝染病予防法に基づいて防疫措置を実行するというのでございますので、書かせていただいているものでございます。

8番目ですが、ここに細かく書いてございますけれども、大きなポイントの2つ目として、今回、原則として発生農場を中心に半径3km以内の移動制限区域を設定し、「及び」と書いてございますが、3kmから10kmの範囲を搬出制限区域に設定したいと考えております。勿論、御議論はこの部会でもいただきますけれども、専門家である小委の先生方の意見もお聞きしたいと思っておりますが、このように設定をしたいと考えております。

では、従前はどうかであったのかというと、従前は10kmが移動制限区域という設定になりました。括弧の中に細かく書いてありますけれども、そのうち3km以内は防疫区域といって、言うなれば移動制限が厳しくかかっているような地域、それから3kmから10kmまでは監視区域といって、今でいう搬出制限区域が厳しく敷かれていた地域という設定をイメージしていただければよろしいかと思っております。

8番の2つ目の○でございますけれども、搬出制限区域内の家畜についてということで、移動前後及び移動中に運搬車両を消毒すること等により、搬出制限区域内に加えて移動制限区域内または搬出制限区域外のと畜場へ出荷も可能とするということで、その措置を追加するというので、ここにも移動制限の措置の除外ということで書かせていただくということになっております。これも、口蹄疫ほどではなくても、よくその辺を考慮した上でこういうことをやらせていただきたいと思っております。

9番目、ウイルスの浸潤状況の確認ということでございますが、これについては今の指針にもないわけではないのですが、明記されておられませんので、疫学検査だとか周辺検査の検査ルールを明確化するということで書きたいと思っております。1つ目が発生状況確

認検査。発生したら直ちにやるものは何であるということを書きたい。2つ目が清浄性確認検査。一定の期間、防疫措置が完了して17日が経過した後に、発生状況確認検査を再度実施して、清浄性を確認するというものでございます。

10番目、ワクチンでございますが、これは今でもそうですが、平常時の予防的なワクチン接種は行わないということを書かせていただこうと思っております。

11番目、その他。これは口蹄疫等の並びでもそうですが、種豚など個別の特例的な扱いは一切行わない旨を明記するということでございます。

非常に簡単ではございますが、このような形で今後全部変更に合わせて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、委員の皆様から御自由に、御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思います。状況によって、随時お答えいただきたいと思います。どうぞ、どなたさまからでもお願いいたします。

○合田委員 3ページの8番ですけれども、その2つ目の○、「搬出制限区域内の家畜について」以降ですが、と畜場としては移動制限内にと畜場があれば、それも稼働は可能ということですね。移動制限区域内にと畜場がなくて、搬出制限区域内にと畜場があった場合は、移動制限されているものも搬出制限外には出せるか、出せないか。インフルエンザだとGPと一緒にという解釈でよろしいですか。

○伏見家畜防疫対策室長 そういう理解でよろしいかと思えます。ただ、今はそのとおりですが、今後、専門の先生の方々の意見を聞いた上で決めさせていただきたいと思えます。私どもが考えているのは、今、合田委員がおっしゃったことを考えております。

○合田委員 それにつれてと畜場が稼働すれば、食肉市場も当然稼働して、物の流通は可能だということになる。確認ですけれども、それは大丈夫ですか。

○伏見家畜防疫対策室長 はい。そのつもりでおりますけれども、ただし、当たり前でございますが、条件を設定した上で再開等をさせていただきたいと思っております。

○合田委員 わかりました。

○近藤部会長 どうぞ、ほかにどなたか。西委員、お願いいたします。

○西委員 今回、家伝法が改正されて、今までですと、豚コレラは家畜伝染病予防法17条に基づく殺処分を命令する病気だったわけですね。それが16条対象ということで、自らと殺しなければならないということで、ランクアップしたと思うんですよ。そのときに、口蹄疫も同じ病気のくくりの中に入っていて、今回、この指針を改正するのは、以前17条の対象の疾病ということになっていきますので、16条になったときにどのように防疫の仕方が今までと違うかということがわかればいいと思えます。

ただ、気をつけなければいけないのは、先ほど伏見室長もお話しされていましたが、口蹄疫ほど感染力が強くない。ただ、致死性は高いという病気ですから、同じような形でやるのかどうかというのがこの指針の中で見えた方がいいと思っております。

というのは、我々獣医なり、家畜保健衛生所の職員というのは、この病気は基本的な方針というのは一緒ですけれども、防疫の対応が少しずつ変わってきていますから、例えば知らない方が、口蹄疫と同じようなことをやらなければいけないのかと。例えば、豚コレラが出れば全部殺さなければいけないのか、あるいはワクチンを打ったものも全部殺さなければいけないのか、そういったことを誤解しかねないと思いますので、口蹄疫の指針の中にも前文でこういう考え方で防疫を打つというふうに書いていますので、次に豚コレラの指針も改正されたら、そういうところを書いていただいた方がわかりやすいのかなと思っています。

○伏見家畜防疫対策室長 今の御発言について、豚コレラの防疫に対するスタンス、要するにと殺義務のかかった 16 条疾病になったということも踏まえて、前文に明記するという御指摘もございましたので、今後開催予定の牛豚等疾病小委の先生方等の意見も聞きまして、その中で議論する、あるいはこの部会の中でもそういう意見があったということをお伝えしながらやっていきたいと思っております。

1 点、予防的殺処分は口蹄疫にのみかかっておりますけれども、それについては我々事務局の方では、この指針の中に予防的殺処分を盛り込むつもりはないということはここで話ししておきます。

○西委員 それは勿論同じ意見なので、そこを取り違えられないようにしないと、実は私も、この前の BSE のスクリーニング検査で引っ掛かった事例がございまして、そうしますと、事務の方からすれば口蹄疫と同じことが頭にあるようで、すぐ農場に入って何かやらなければいけないのかというのが出てきますので、やはり指針の中でそういうものではないということをわかるようにしておいた方がいいのかなと思いました。

○近藤部会長 ありがとうございます。ほかに御意見はございますでしょうか。8 番以外でも結構です。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでしたら、本件につきましては、本日の委員会のお 2 人からちょうどいいいたしましたけれども、御意見を踏まえまして、牛豚等疾病小委員会で検討を進め、その結果を受けてまた改めて御審議いただくということになりますので、よろしく願いいたします。

それでは引き続き、資料 3、「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更（案）の概要」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○伏見家畜防疫対策室長 資料 3 に基づきまして、引き続き私、伏見が説明させていただきます。

今度は、アフリカ豚コレラということですが、1 ページ目の 1 にございますように、これに関しては昨年 10 月 7 日付で口蹄疫の防疫指針を準用いたしまして公表したところでございます。

2 つ目として、今回、豚コレラの防疫指針を全部変更することとしておりますので、豚コレラとアフリカ豚コレラは全く同じ病気ではないということは御理解いただいていると

と思いますが、同じ豚の病気というグループということで書きまして、ただし、アンダーラインが引いてありますけれども、アフリカ豚コレラウイルスの伝播力は口蹄疫ウイルスほど強くなく、豚コレラウイルスに近いとされていることからということで、このアフリカ豚コレラの防疫指針については、豚コレラの防疫指針の変更に準じて以下のような変更ということが書かれております。

やはり大きく2つございまして、1つは1番目、原則として発生農場を中心に半径3km以内の移動制限区域及び半径10km以内の搬出制限区域、これは混乱させるつもりはございませんけれども、資料2の豚コレラと同じような設定を考えております。ただし、制限期間というのが少し違うということはお伝えしておきます。

従前は移動制限区域は10kmかかっておりまして、そのうち3km以内は防疫区域、その外を監視区域とやっておりましたが、今回、言葉の整理の意味もございまして、3km以内が移動制限区域、3km～10kmが搬出制限区域と設定したいというこちらの方針でございます。

②でございますが、同じように、搬出制限区域内の家畜についてということで、移動前後及び移動中に運搬車両を消毒すること等により、搬出制限区域内に加えて移動制限区域内、または移動制限区域外のと畜場へ出荷も可能とする等の措置を追加ということで、この考え方は豚コレラでこちらの案を示したものと同じでございます。

ただし、括弧書きがございまして、豚コレラの防疫指針との相違点ということでございまして、移動制限区域内の家畜については、PCR検査、これは遺伝子検査でございますが、家畜保健衛生所で実施できないということでございまして、従来どおり、ここに限って移動制限区域内の家畜については出荷は不可ということにさせていただきたいという案でございます。

3番目で、併せて現行のアフリカ豚コレラの防疫指針の中で、口蹄疫の防疫指針を準用している箇所については豚コレラの防疫指針を準用するように、別紙のとおり変更というのは、別紙というのは2ページ目でございます。つまり、アフリカ豚コレラを設定したときには口蹄疫を準用したものですから、口蹄疫を準用することに現行の指針はなっております。口蹄疫を準用した形になっておりますけれども、今回、豚コレラを全面変更したいという案が出ておりますので、同じ豚のグループの病気ですので、豚コレラの指針の方を準用したいということでございまして、中身が極端に変わるという意味ではございません。

では、2ページ目をごらんください。それでは、どう変わるのかということで、上のグループが現行では口蹄疫の防疫指針を準用しているが、豚コレラの防疫指針を準用に変更ということで、これは参考資料2、後でごらんいただくとわかると思いますけれども、その中で全部で16、第16のその他までございまして、この中の第1の基本方針から第2、第5、第6、第7、第9、第10、第14、第15、第16、これについては口蹄疫の防疫指針を準用しているものを豚コレラの防疫指針の準用に変更するという事務的な作業でござい

ます。

下の第3の異常の家畜の発見及び検査の実施と、第8の移動制限区域の設定というのは、豚コレラの防疫指針に合わせた記載変更ということでございます。

それで、次のグループのその他の変更、第11でございますが、ウイルスの浸潤状況の確認というのは、疫学調査の実施方法といたしまして、家畜所有者及び畜産関係者等の海外渡航歴を調査することを追記ということですので。これは括弧に書いてございますけれども、アフリカ豚コレラの防疫指針には、今回改めて改正しようと思っている指針には留意事項を設けることにしていないために本文に明記するというものですから、何か特段変わっているということではございません。

あとは最後、下にございますけれども、第4の病性の判定、第12のワクチン、第13の消毒薬については特に変更はしないということでございます。

以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。それでは、この資料につきましても、本件につきまして、委員の皆様から御質問や御意見がございましたらちょうだいしたいと思います。同様の内容ですので、特にないでしょうか。

私から。一般消費者的にこういう問題に触れることはまずないと思うんですけども、何らかの形でいろいろな情報が食の安全という形で出てきた場合に、つまりこれは緩和されるという話ですよ。緩和されるということは実際にはよろしいことなんでしょうし、科学的にはきちんと今から小委員会で議論されると思いますけれども、それが一般の方々にきちんとわかりやすく御説明できるような体制にはしていただきたいのをお願いとして申し上げておきたいと思います。

ほかに御意見等はございませんでしょうか。ほかにございませんようでしたら、本件につきましても、本日の委員会の御意見を踏まえまして牛豚等疾病小委員会で検討を進め、その結果を受けて、先ほどと同様に改めて御審議いただくということになると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは引き続き、今度は資料4、「ブラジル国サンタ・カタリーナ州からの生鮮豚肉の輸入に係るリスク評価報告書（案）の概要」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○川島動物衛生課長 それでは、私の方から御説明を申し上げます。先ほど資料の御紹介をさせていただいたときに、1枚紙で参考配付させていただいておりますブラジルの地図を適宜御参照いただきながらお聞きいただければと思います。資料4でございます。

まず経緯でございますが、2006年の10月にブラジル政府の方から同州の豚肉についての輸入解禁の要請がございました。私どもの方でリスク評価チームというものを設置いたしまして、リスク評価に必要な作業を開始したということでございます。

リスク評価チームにつきましては、当課の動物衛生課の担当職員、動物検疫所、動物衛生研究所の専門家にも入っていただきまして、約8名から10名ぐらいのチームを構成し

まして作業を進めてまいったということでございます。

リスク評価に当たりましては、ブラジル当局の方から数次にわたりまして資料提供を受けたり、あるいは実際に会合を開催する、現地調査を行うといったような形で情報の収集、整理に当たってまいったということでございます。

評価事項でございます。まず、ブラジルの獣医当局及び法制度ということでございます。獣医当局につきましては、ここに書いてございますとおり、ブラジルの農牧食料供給省に動植物検疫局が設置をされておりました、家畜衛生にかかわる業務に関する権限を有しているということと、各州に獣医官を配置した地方事務所を設置しております。州政府当局におきましても、市町村に事務所を設置して、さまざまな衛生指導、防衛活動を行うという体制になっているという状況でございます。

法制度につきましては、基本的な法規といたしまして農作物と家畜の健康に関する規定、それから関連の布告、それから口蹄疫に関する法規といたしまして、口蹄疫の撲滅と防疫に関する一般指針、それから豚コレラに関するものとしての規定も整備をされているということでございます。

(3)に考察と書いておりますのは、このリスク評価チームがそういったことを踏まえまして考察をしたということございまして、家畜衛生に関する組織体制、あるいは法制度は整備をされているということが確認をされたというものでございます。

一般状況でございます。家畜の飼養状況でございます。牛は、この地図にございますように、北部から中部において多く飼養されておりました、サンタ・カタリーナ州につきましては豚が飼われているということございまして、豚につきましては、地図にございます上からパラナ州、サンタ・カタリーナ州、リオグランデドスル州、この3州に集中をしているという状況のようでございます。

サンタ・カタリーナ州につきましては、獣医当局でございます同州の農業開発公社が畜種別に農家の住所とか飼養頭数、こういったものをデータベース化して登録をしているということと、法規に基づきますバイオセキュリティー措置が講じられているという状況のようでございます。

また、と畜場・食肉処理施設につきましては、流通の範囲に応じまして連邦政府、あるいは州政府の認定が必要という仕組みになってございまして、輸出用の生鮮肉につきましては連邦政府が認定をする、その施設のみから輸出が認められるという仕組みになってございます。

(3)考察でございますけれども、以上のようなことから、サンタ・カタリーナ州におきまして登録等々がございまして、バイオセキュリティー措置も実施されているというようなこと、それから輸出用としては連邦政府の認定に基づいて、相手国政府の求める衛生条件を遵守した処理が可能であるということが確認されたということになってございます。

国境検疫措置でございます。まず、国境検疫措置といたしまして、国境の検疫ポイントが110か所ございまして、そこに検疫官が配置されておりました、国境検疫を実施してご

ざいます。周辺国におきまして口蹄疫が発生した場合は、軍警察と連携をとって強化を図る体制があるということでございます。

実際に、隣接地域での発生時の対応ということでございまして、パラグアイというのは、この地図でいいますと、サンタ・カタリーナ州はパラグアイとは接してございませんけれども、上のパラマ州がパラグアイと国境を接しているということで、左側に、小さい地図で恐縮でございますけれども、ブラジルの横に小さな国がございます。これがパラグアイで、その下に御案内のアルゼンチンがございまして、その右のところ、リオグランデドスル州の下にウルグアイが位置をしております。

このパラグアイにおきまして 11 年 9 月に口蹄疫が発生してございまして、この際はパラグアイからの動物等々の輸入は一次停止等々の国境検疫措置の強化が図られているという状況でございます。また、サンタ・カタリーナ州におきましては、州境の検疫官の増員等々の対応強化を図っているということでございます。

パラグアイでは 2012 年 1 月にも再発をしておりますけれども、この際も国境検疫措置を強化するといったような措置を講じてございまして、考察のところでございますけれども、平時から十分な人員配置が実施されてございまして、周辺国の家畜衛生状況に依りまして体制の強化を図ることが確認をされております。パラグアイでの発生時にも、侵入防止を図っているということでございます。

それから、3 ページ目でございます。国内防疫措置でございますけれども、まず、発生時の対応とサーベイランスということでございますが、口蹄疫の早期発見のための定期的なサーベイランス、通報体制が確立、実施をされているということでございます。また、発生時には連邦政府と州政府が協力をいたしまして、移動制限、殺処分等々の防疫措置を講じております。こういったことがアクションプランに規定をされているということでございます。また、診断体制等、あるいは発生時の補償制度、こういったものも整備をされているという状況でございます。

それから、家畜の移動管理でございますけれども、ブラジル国内の家畜の移動に際しましては、移動許可証、あるいは健康証明書の添付が必要とされてございまして、一定の移動に当たって条件がかけられてございます。

それから、2 つ目のパラグラフでございますけれども、サンタ・カタリーナ州への他州からの移動につきましては、口蹄疫等の汚染地域からの生きた家畜、それからワクチン接種清浄地域からのワクチン接種動物で、これは牛と水牛についてでございますが、そういったもの導入をサンタ・カタリーナ州は禁止をしているということでございます。豚につきましては認められておりますが、それはと畜場に直行する豚、あるいは連邦政府ないしは州政府の当局が認定をした施設に直接搬送されるといったような条件を付した上で輸入を認めている、導入を認めているということでございます。

それから、サンタ・カタリーナ州自身の州境検疫でございますが、同州におきましては 67 か所検疫ポイントがございまして、約 400 名の検査官が配置をされているようござ

います。特定の道路を限定して、衛生回廊と言っているようでございますけれども、そういったところから入ってくるということにしておりまして、特に 11 か所につきまして、検査官によりまして、先ほど御説明をいたしました証明書等々の検査を受けて、合格した車両のみが通行を許可されているということでございまして、残りの 56 か所におきましては、生体、畜産物が一切通行できないバリアになっているというような対応になっているようでございます。

(4) の考察でございますが、上記のような状況でございますので、早期の通報、サーベイランス体制、あるいは発生時の防疫対応といったものは整備をされているのではないかと考えているというところでございます。

それから、過去の発生状況でございますが、まず(1)、口蹄疫につきましてはマット・グロッソ・ド・スル州、パラナ州で 2005 年～2006 年に発生がございましたけれども、短期間で終息を見ているということでございまして、その隣接州に囲まれておりますサンタ・カタリーナ州につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、侵入は食いとめてございまして、93 年から発生がないという状況になっております。

また、豚コレラ、アフリカ豚コレラにつきましても、口蹄疫に準じた対応がとられているということでございまして、4 ページ目になりますけれども、豚コレラにつきましては 2009 年の北部 3 州での発生例を最後にブラジルで発生がない。アフリカ豚コレラにつきましては、1984 年以降発生がないということでございます。また、サンタ・カタリーナ州につきましては、豚コレラの最終発生は 1990 年、アフリカ豚コレラは 1981 年というような状況でございます。

なお、サンタ・カタリーナ州につきましては、OIE において 2007 年 5 月に口蹄疫につきましてワクチン非接種清浄地域という認定を受けておりまして、それ以来維持をしているということでございます。

そういった状況を踏まえまして、考察でございますけれども、豚コレラ、アフリカ豚コレラにつきましても、口蹄疫と同様に対応体制ができていくということとしてまとめております。

以上のような評価の結果、結論でございますけれども、これまでの情報からすると、同州におきます口蹄疫等の清浄性は確認できるであろうということ、それからブラジルの獣医組織体制、国境検疫、国内防疫体制等々、更にはサンタ・カタリーナ州の州境検疫措置等々は適切であろうというふうに考えております。

ただ、先ほども御説明申しましたように、同州ではワクチン接種清浄地域からのと畜場への直行の移動等が行われているということがございますので、この州につきまして地域主義を適用するという場合につきましては、我が国への口蹄疫の侵入リスクを確実に回避するという観点から、他州からサンタ・カタリーナ州へ移動する家畜につきましては、日本向けに輸出されないような措置を講じる必要があるだろうと考えております。こういった点について適切なリスク管理措置を講じていけば、サンタ・カタリーナ州産生鮮豚肉の

輸入によりまして口蹄疫が我が国に侵入してくるリスクは非常に低いのではないかというふうに考えられたというのが報告書の概要でございます。

以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。それでは、本件につきましても委員の皆様から御意見、御質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ、萬野委員、お願いいたします。

○萬野委員 何点か確認、また教えていただきたい点があります。サンタ・カタリーナ州に牛豚の処理場が幾つぐらいあるのかということと、現在、既に OIE で清浄国になっているということは、輸出実績が多分あると思うんですけれども、現在我が国が牛豚を輸入しているところと既にかぶっているといいますか、我が国が輸入可能としている清浄国にこの州から牛豚が輸出されている実績があるのかどうかを教えていただきたいと思います。

あと、何か所か処理場があるのですが、米国、また韓国等が口蹄疫清浄国から輸入する場合も、米国なり、韓国なりが各処理場に定期点検、検査をして、ライセンスを与えているような行為を行っているみたいなのですが、日本としては現地のブラジルなり、この州政府に全面その辺を認めて、現地の行政機関が認めるものを自動的に認めるというふうな考え方で進むのかどうかを教えていただきたいと思います。

○近藤部会長 お願いいたします。

○川島動物衛生課長 まず、と畜場の件でございますけれども、サンタ・カタリーナ州には豚専用のと畜、加工処理施設が 11 か所、それから牛専用はないということのようでございます。それから、牛豚兼用が 2 か所というふうになっております。概要はそんなことでございます。

それから、2 番目のサンタ・カタリーナ州からの輸出の状況でございますけれども、これは 2008 年のデータで上位を言いますと、ウクライナ、香港、シンガポール、ロシア、アルゼンチンということになっております。それから、アメリカにおきましても、今年に入りまして、このサンタ・カタリーナ州からの豚肉は、我が国と同じように地域主義を適用するというので輸入ができるようになっていっているというふうに聞いております。

それから、ライセンスの件でございますけれども、韓国につきましては現在まだリスク評価の作業を実施中ということで、結果は出ていないというような状況のようでございます。

それから、米国につきましては、ブラジルの制度につきましていわゆるシステムの同等性評価というようなことを評価をした上で、ブラジルが認めているものについて認めるというような体制のようでございますが、その辺のところでも私どもは今後どういうふうな扱いにしていったらいいかということについては、今日の御意見も踏まえて、更に小委の先生方の御意見も聞いた上で検討していきたいと考えております。

○近藤部会長 よろしゅうございますか。そのほか、御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、ほかにないようでしたら、この件につきましても皆様からの御意見を踏まえまして、牛豚等疾病小委員会で検討を進め、同様にその結果を受け

て、改めて御審議、お諮りをするということになると思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、報告事項に移ります。資料5の水際検疫強化につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○川島動物衛生課長 それでは、資料5でございます。水際検疫の強化ということで、この部会でもいろいろと御議論いただきまして、昨年10月から完全施行するというその一環として、やはり水際検疫を強化していく必要があるということで取り組んでおりますので、現在の取組み状況について御報告をさせていただきたいと思ひまして、資料を準備したものでございます。

I、II、IIIとポイントをまとめてございますが、まず1ページめくっていただきまして、入国者の質問制度の導入ということでございます。2ページ目の上の方でございますけれども、昨年10月から法改正を受けまして、口蹄疫といったような病気が発生をしている国すべての直行便を対象にいたしまして、機内でのアナウンス等、こういったものを活用しまして、動物検疫所の職員が海外における家畜との接触歴ですとか、農場訪問歴等について質問するという体制になっておりまして、一部の便にまだ限られてございますけれども、実際に質問票を配布するというような形で取組みを行っております。

下は条文の抜粋でございますので割愛をさせていただきまして、3ページ目の上の方でございます。実際に配っておりますリーフレットが左側にございまして、こういう形で下の方に見本という形で、ちょっと見にくくて恐縮ですが、新しい質問制度がスタートしましたというようなことで、旅行者の方々に制度の周知を図っているという状況でございます。右側につきましてはその質問票の実際の事例でございまして、これは韓国語のものでございますが、英語、中国語、3か国語を準備をいたしまして、実際に一部の便に乗っていらっしゃる方々等々には配布をするという形で強化を図っているということでございます。

それから、4ページ目に行ってくださいまして、水際検疫強化の状況ということで、いろいろな取組みをしているということにつきまして、やはりリーフレット等々で周知を図っているということでございますけれども、実際には発生国からの畜産物の輸入を禁止されているとか、あるいはすべての空海港で入国者の靴底消毒をしている、あるいはフェリーで降りてくる車両の消毒等を実施しているというような、これまで取り組んでいたことにつきましても改めて周知をするというような形で、旅行者の方々、入国者の方々に動物検疫制度についての理解を深めていただくという取組みをしております。

下の方でございますが、実際に靴底なり、車両消毒等々の写真でございまして、空港等々でマットを踏んでいただきますと、そこに消毒液が染み込ませてあって靴底が消毒されるというような取組みをしておりますが、よく旅行者の方々から、「マットを敷いているという話だけでも、敷かれていなかった」というようなこともございますので、下にあります黄色のようなものをつけまして、実際にやっているということについて御理解いただ

けるようにしたり、消毒薬の交換も頻繁にやるといったようなことで、皆様方に周知を図っているということでございますし、上の右2つ目のところにありますように、ポスター、アナウンス等々でも周知を図っているということでございます。また、フェリーターミナルにおきましても同様に、噴霧消毒等々をタイヤ周りを行うというような取組みをしております。また、実際にゴルフシューズ等々を消毒した実績といったものもそこに書いてございまして、これは宮崎と鹿児島为例でございますが、かなりゴルフシューズ等が持ち込まれているということが確認できております。

それから、次に5ページでございます。今言いましたように、国民の方々への注意喚起といったものをいろいろな形でやっておりますけれども、その例を書いたものでございます。リムジンバスとか、出発フロア、それからラゲッジエリアでのターンテーブルのところにも掲示板を置くといったようなことなり、あるいはインターネット「ヤフー」のバナー広告を打つとか、それから特に人の出入りが激しくなります年末年始、それから春節、旧正月、ゴールデンウィーク、夏休み等々におきましては空海港で広報キャンペーンをやるといったような取組みを行っているということでございます。

また、旅客の手荷物検査を強化するというので、アジア便を中心にいたしまして、検疫探知犬につかまして、今、成田、羽田、関空に2頭を配置しております、これはビーグル犬でございますけれども、実際にターンテーブル等々で出てくる荷物について探知活動を行っているという取組みでございまして、23年の実績が下の方に青い字で書いてございますが、こういう形で摘発をしているという状況でございます。

それから、6ページ目でございます。次は、地方自治体、県との連携で検疫を強化をしたという事例を御紹介しているものでございます。沖縄県の八重山地域、肉用牛の生産地でございますけれども、近年、台湾からのチャーター便ですとかクルーズ船が増加をしているということございまして、台湾は御案内のとおり、現在、口蹄疫が続発をしているという状況になってございますので、私ども動物検疫所と沖縄県と連携をいたしまして、下の(1)から(3)に書いてありますような、いろいろな広報活動、キャンペーン等々を行いまして、旅行者の方々を通じてそういったリスクのある物質の持ち込み等々を防ぐといった形で取り組んでいるということでございます。また、県は県で、生産者の方々に新しく改正家伝法で導入されました飼養衛生管理基準の遵守状況等々の確認、指導を行っていただくというような形で、具体的な協力事例ということで御紹介させていただきたいと思っております。

それから、6ページの下は、これは口蹄疫と直接関係はございませんで、むしろ狂犬病でございます。我が国は、御案内のとおり、戦後かなりの狂犬病対策を講じまして、約50年ほど、世界的に見ると非常にまれな狂犬病清浄国をずっと維持してございますけれども、検疫は厳しくやっておりますが、実は海外から寄港する船舶等の船員の方が犬を船舶に持ち込むといったようなことがございまして、それが上陸をするといったような形が北海道を中心にあるということで、関係省庁と連携いたしまして広報活動等々を実施をしてい

るという取組みの御紹介でございます。

7ページ以降は参考資料でございますので、時間の関係もございまして、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。では、本件につきましても、御質問、御意見を等がございましたらちょうだいしたいと思います。西委員、どうぞ。

○西委員 水際検疫の強化ということで、今までより更に強化されたということで、本当に感謝しております。

併せて、水際で勿論人も入ってきますし、物も入ってくるんですけども、今後とも気をつけなければならないと思っているのは、私ども、留学生ですとか実習生が国内にたくさん来ます。私がおります十勝にも中国人の実習生が来ますし、大学ですと当然いろいろな国から留学生が来ます。そういった方たちに畜産物の持ち込みをさせないんだということを、いわゆる受入れ側の方からのアナウンスをしっかりとしなければいけないのかなと思っています。

実際に、十勝では昨年度になりますけれども、帯広畜産大学の中でいろいろなことも取り上げていただいて、担当教官の方から受け入れるに当たってはそういうことを気をつけようとか、それからある農協さんで協議会をつくっていらっしゃるんですけども、受入れに際しては、畜産物を持ち込まないよということのアナウンスした上で入ってもらうということをしていただいたんですね。

やはりそこをこれから気をつけないと、入れる人にとっては自国の肉製品なりですから、別に罪悪感がないような形だと思うんですね。特に常在している国であれば、日ごろ食べているものが何かおかしいのということだと思いますので、水際検疫の強化も非常に重要だと思いますし、国内サイドの受入れ側、当然我々家畜保健衛生所もやりますけれども、農水省の方からもいろいろそういったものを発信していただければと思います。

○近藤部会長 ありがとうございます。何かコメントはございますか。

○川島動物衛生課長 わかりました。それは私どもの方でも注意をしてやっていきたいと思っております。

改正家伝法で例の飼養衛生管理基準をつくっていただきまして、そのパンフレット等々で今普及を図っているのですが、事例によっては韓国語か中国語で飼養衛生管理基準の説明資料をつくって、従業員の方々に配布をして、意識を高めていただいているというような取組みをやられているというような事例も聞いておりますので、そういったいろいろな優良な事例というんでしょうか、そういったものも集めて、また各県の皆さんに情報提供するというようなことも含めて、今、西委員から御指摘をいただいた件についても取り組んでいきたいと思っております。

○近藤部会長 ありがとうございます。ほかに御意見はいかがでしょうか。では、本件につきましても、これでよろしいですか。それでは、ほかにないようございまして、引

き続き、資料6の口蹄疫・高病源性鳥インフルエンザに関する防疫演習の結果とその検証の概要につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○伏見家畜防疫対策室長 それでは、資料6に基づきまして御説明させていただきます。最初に「平成23年度口蹄疫に関する防疫演習の結果とその検証の概要」がございまして、その後ろに鳥インフルエンザの関係がついております。

まず、法律改正の際に、委員の皆様方には防疫演習について実行するという事で、指針の方にも、定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握、その解消を図るということで、その目的でそれぞれ年に1回ですけれども、実施しているということでございます。

それで、口蹄疫、これは24年3月に公表しているものでございますが、今年の24年1月30日～2月3日の間に各都道府県が1日選んできまして、同じように演習をするということでございます。

これは、今年度というか、今回は何をやったかと言いますと、2の実施方法にありますが、まず(1)といたしまして、口蹄疫を疑う事例の通報に対する対応の検証ということで、1戸の牛の飼養農場を選定いたしまして、通報があつてから立入検査を実施しまして、写真撮影までするという事で、疫学調査も行うということで、農家さんに協力していただきまして、現場に一步踏み込んだ形でやってみたということでございます。

2つ目は、今度は、発生しないのが一番いいのですが、単発とは限らず、発生時の対応の検証ということで、牛または豚農場3戸を発生農場と想定し、初動防疫に必要な資料を作成と。前回のときは単発ということでやっておりますけれども、今回は複数で発生した場合はどう対応するかということで、目的を持って実施したものでございます。

今回の演習の結果と検証、IIでございましてけれども、まず、口蹄疫を疑う通報に対する対応の検証で、主だった結果について御報告いたします。まず、2つ目の「・」に10県が写真を鮮明に撮影できなかったと回答ということで、実習しながら撮れなかったからいけないということではなくて、このように実習をした上でいかに写真をうまく撮るかということが大事だと思ひまして、まず改善すべき点ということで、自己評価でございましてけれども、牛の保定方法がよろしくなかったと。あとは、デジタルカメラの取扱いに慣れていないということが報告されております。

あと、4つ目の「・」に、22県が家畜保健衛生所または最寄りの県の出先から異常牛の写真等を送信したという演習、25県が直接農場から送信できたということで、このようにいろいろ駆使して、詳しい方もいらっしゃいますので、迅速な情報の伝達を図ったということがわかっております。

今後の対応といたしまして、農家の立入りに当たっては、外貌や病変部に加えて、口腔、鼻腔、乳房、蹄などの好発部位について、病変の有無にかかわらず撮影するなど、報告方法を明確にする必要だとか、あとは3つ目にございましてけれども、撮影に当たっては鮮明な画像が得られるよう、デジタルカメラ等の適切な機器を使用するよう徹底する必要と。

これは終わった後に、私どもの方から優良事例を紹介したり、きれいに撮るにはどうしたらいいとか、あとは撮影に関するポイント、どういうところを撮影すればいいかということを通じて各県にお示ししていますので、どんどん改善するというか、よくなっていくものだと思っております。

2つ目に口蹄疫発生時の対応の検証ということで、(1)発生農場の情報把握ということで、1県でしたけれども、古いデータ、データ更新ができていないところがあったということで、それは早急に定期的にデータを更新してほしいと。今、2ページ目に移っております。

あと、過去に、消毒ポイントの設定というのは、1つ目の「・」に結果でございますが、前回の演習では消毒ポイントは19%設定したということでしたが、今回の演習では69%も設定できたと。大幅に改善するということができております。

あとは、事前に調整を進めておくというのは最大の準備だと思いますので、引き続き、各市町村、都道府県の方で準備をしていただくということだと思います。

あと、3番目、人員及び機材の調達。難しい面はありますけれども、特に3つ目の「・」、要するに県内の市町村、農協等に県が派遣を依頼するに当たり、派遣依頼先ごとの人数の配分ができない県というのは17県とあることで、これができていないことには、いざとなったときに厳しいと思いますので、その辺も改善するべきではないかということが今後の対応の中にも書かれております。

あと、民間獣医師の活用というのは非常に有益だと思っておりますので、派遣元の調整が進んでいない県が9県あったということですので、随時調整を進めていきたいということがあります。

あと、機具・機材、今後の対応の2つ目の「・」でございますけれども、ここは日ごろから調達先をきちっと具体的に把握しておかないと、24時間、曜日を問わず対応しなければいけませんので、その辺を再度徹底するというところでございます。

もう1ページめくっていただきますと、今度は「高病原性鳥インフルエンザ机上防疫演習の結果とその検証の概要」ということで、これについては23年10月24日～28日の間、各都道府県でいずれか1日を選んでいただいております。12月に既に公表したものでございますが、これについては比較的大きな規模の養鶏場に1戸から感染した疑いがあるということで、初動対応に必要な準備に関する基本的な資料の作成、あるいは防疫対応のスケジュールを作成していただくということで対応させていただいております。

結果の方にいきますと、演習結果、発生農場の防疫措置についてということで、病性判定から24時間以内というのは原則として設けられておりますけれども、終了していないというのは19県、そのうち12県は鶏舎の構造上作業スペースが不足している等の理由とを挙げておりますし、殺処分に必要な人員の不足というのは、演習時にはあるということでございましたので、下の対応の方で書いてございますけれども、24時間以内に殺処分を終了できるよう、必要な人員の確保、夜間の作業の継続、限られたスペースを活用

した作業手順について検討する必要があるということで、今後の対応として述べております。非常に難しいことだと思いますけれども、準備をするに越したことはございませんし、いざとなったときに対応ができるというのが迅速な防疫措置として必要なことですので、今後の対応として書かせていただいております。

2つ目は死体の処理方法についてということで、今回、この結果では埋却を想定しているのが 29 県ということと、3つ目の「・」で焼却を想定しているのは 17 県という結果が出ております。

あと、埋却地について、一番下の「・」ですが、予定地までの距離が 1 km 未満の県が 29 県中 23 県ということで、逆に 2 ページ目の一番上でございますけれども、焼却の場合には発生農場から焼却施設までの距離はすべて 1 km 以上ということがありましたが、指針にも書かれているように、なるべくそれは近くに埋めるなり、焼却する、移動は少ない方がいいのですが、病原体が散逸しない措置を講じた上で対応するというのも書かれておりますので、距離が長いからできないということではなくて、万全の体制を組むということも必要ではないかなと思っております。

それぞれ今後の対応を書いておりますけれども、事前の準備というのが必要だということが書かれております。

最後の 3 番目ですが、周辺農場の検査等ということで、ここに何が書いてあるかということ、防疫指針を改正いたしまして移動制限区域が 10 km から 3 km に縮小しておりますので、これでいくと、一番上の「・」、それが 10 km ですと平均 53 戸の農場があったものが 3 km ということで平均 5 農場に縮小しているということがあります。別に縮小したからどうだというわけではなくて、大規模な発生も想定しなければいけませんし、あるいは密集地の想定というのも大事だということも併せて述べているものでございます。

あと、検査処理能力の不足というのは、これはちゃんと職員の養成をするだとか、適切な人員配置が必要ということで書かせていただいております。

一番下の括弧には、食鳥処理場、GP センター及びふ卵場の再開のための検査ということで、これについても制限区域というものが縮小した関係もございまして、少しかかるのが少ないのですが、これは演習の結果であって、やはり大規模な発生を想定した場合には、万全な体制を整えておかなければいけないということで、今後の対応の中に書かせていただいております。

公表しているものでございますが、ポイントだけ説明させていただきました。以上です。
○近藤部会長 ありがとうございます。では、この件につきまして、御意見、御質問等がございましたらちょうだいしたいと思います。西委員、お願いいたします。

○西委員 私どもも農水省の防疫演習に参加させていただきましたし、独自の防疫演習というのもやりました。昨年度、北海道で全道規模の防疫演習をやりました。

防疫演習というのは、実際に書いてある指針だとかマニュアルがそのとおりうまくいくかどうかというのが本当によく見えてきて、非常に有意義だと思っております。これは本当

に繰り返していかなければならないと思っています。

昨年度、私ども北海道の全道のもの、実際に150人の防疫作業員を動かす演習をやったわけですが、そうするとやはりいろいろな課題が見えてきます。人数が多ければ多いほど組織を動かすということがあって、その問題というのがいろいろ出てきたかなと思います。

今、伏見室長の方から御説明いただいたのは、各都道府県で実施していただくという形で御報告いただきましたけれども、現在、各都道府県やっておりますし、それからブロックでやっているところもあると思います。

今後は、指針にも書いてございますけれども、今度は国と都道府県と連携してやるというのが必要になってくると思いますので、是非とも次は国、都道府県が共同して防疫演習をやると。昨年、北海道も大型機械をいろいろ使いましたけれども、今、動物検疫所にも除染機というか、バズーカみたいなものがありますね、そういうものとか、それからエアバーナーということで、実際の使い勝手は、私ども見学に行ったりということで見せていただくことはあるのですけれども、実際に運んできて演習に使うとか、そういったこともやれたらいいのではないかなと思います。規模が大きくなればなるほど組織を動かしていくというのはいかに難しいか、それはもう宮崎で一番経験されたことだと思うんですけれども、是非ともそういうふうにしていただければと思います。

そういった中で出てきた課題については、今後の特定指針の見直しですとか、それから出していただいたマニュアル、ああいったところにもうちょっと修正が必要、あるいは追加が必要ということをやっていただければと思います。

北海道も去年やっているいろいろな課題も見つかりましたので、やはり課題を解決するため、また実践するためということで、組織としても危機管理の主査というのを全道十何か所の家保の職員を新たに設置して、また今年、いろいろな企画をやっていこうというふうに考えていますので、是非とも農水省の方も、いろいろな企画ですかと、そういうものをしていただければと。一緒になってやりたいと考えておりますので、よろしくいたします。
○近藤部会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。
萬野委員、お願いいたします。

○萬野委員 今、いろいろな防疫演習の問題点とかを披露いただいたのですが、各県でいろいろ違う問題点等があると思われませんが、その各県ごとのそういう結果のシェアというか、その辺はどういうふうにされているかと思えますし、せっかく貴重なシミュレーションをして、問題点の抽出をして、それに対して対策を毎年積み上げられると思うんですが、せっかくなので、いろいろな予算等の問題があると思うんですが、そういったものをデータベース化して、全国でそういった結果のシェアをして、いろいろな事例を各県のスタッフの方なり、我々生産者も含めてそういった情報を共有できたらなというふうに思いますので、その辺の検討もよろしく願いしたいと思います。

○伏見家畜防疫対策室長 御指摘ありがとうございます。我々もできるところからやって

おりまして、例えばちょっとお話しさせていただきましたが、口蹄疫は、実際に農家の協力をいただいて、今回の防疫演習では農場に行って写真撮影をするということがございましたので、写真の撮り方を、それは優良事例を見せていただいた上で、それで変な話ですけども、余りよくない事例というのを対比させて、こうやればいいということを示した経緯もございます。

あとは、それに県に対するものですが、農家に対しても優良事例については積極的に紹介していきたいと思っていますので、それは気をつけて対応していきたいと思っています。

○近藤部会長 お願いします。

○萬野委員 優良の事例もいいんですが、私は悪い事例の方が今後のいろいろなことのためになるといったら失礼ですが、それは貴重な事例だと思いますので、優良も悪い事例も参考にできるようなものにしていただくのがいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○伏見家畜防疫対策室長 わかりました。対比するとい形ですね。わかりました。

○近藤部会長 済みません、私から。1件大変気になったのですが、1ページの一番最初に情報の内容が古いもので2年以上前だったというのが1県あるのですが、これは震災絡みとか、何か事情があったのでしょうか。

○伏見家畜防疫対策室長 済みません。細かい点を確認してくるのを忘れたのですけれども、私の記憶では、間違っていたら申し訳ありませんが、この農場のデータが2年前であったということであって、その県全体が全部2年以上前のデータであったという記憶はないんです。ですから、それはすぐに改善したとは聞いております。

○近藤部会長 わかりました。細かいことで失礼いたしました。ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。どうぞ、眞鍋委員、お願いします。

○眞鍋委員 例えば高病原性の鳥インフルエンザの机上演習の結果で、幾つか問題があったということを紹介していただいたのですけれども、これは去年の10月ぐらいにやっているんですよ。その前に結構幾つかの県で発生して大変だったなということがあると思うんですけれども、感想でいいんですけれども、比較的発生したところは割合ちゃんとしていたけれども、発生していないところは余りちゃんとしていなかった、そういう傾向というのはあるのでしょうか。それとも、もう発生したかしないかは関係なく、やはり単発的にぽこぽこ問題が若干あったということなんでしょうか。

○伏見家畜防疫対策室長 感想で申し訳ありませんが、やはり発生を経験した県に対する資料の作成から対応についてはかなり組織立ててやっているのではないかなという印象がございます。それで、発生したことがない県がたまたま比較的大きいというか、大規模の農場に当たってしまうと、少し資料の作成が遅れるとか、そういう問題はあったような気がいたします。

それについては、すぐに改善するような取組みをしておりますので、まだ改善していな

いというのではないと思います。これは 10 月の終わりにやっているのは、冬場に備えてやっているものですから、おかしな点、問題点については全部改善したと聞いております。

○眞鍋委員 わかりました。

○近藤部会長 ありがとうございます。ほかによろしゅうございましょうか。それでは、この件はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、最後に今後の審議会の進め方につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○川島動物衛生課長 今後のスケジュールですけれども、今日いろいろ御審議をいただきました諮問事項につきまして、先ほど来御説明申し上げておりますように、牛豚等疾病小委員会におきまして具体的な検討作業を進めていただきたいと考えておりました。そういうことについて御了解をいただいておりますので、できれば6月中にこの小委を開催いたしまして御審議をいただこうかと考えております。

この小委の御意見がまとまりましたら、こういうスケジュールでございますので7月以降になろうかと思っておりますけれども、次回第 18 回目の部会を開催させていただきまして、小委からの報告等々も踏まえまして、改めてこの場で御審議をいただきたいと考えております。

以上です。

○近藤部会長 ありがとうございます。ただいまのスケジュールに関しまして、どなたか御質問はございますでしょうか。なければ、ただいま御説明いただきましたスケジュール案でよろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、全体を通しまして、委員の皆様から御質問、御意見があればちょうだいしたいと思います。

では、特にないようですので、本日はこのあたりで終わらせていただこうと思います。事務局から何か連絡事項がございましたら、お願いいたします。

○川島動物衛生課長 本日は貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございます。今日諮問させていただきました事項につきましては、小委において審議をいただきまして、家畜衛生部会で更なる御審議をいただきたいと思います。より実のあるものにしていきたいと思っておりますので、今後とも御指導の方、よろしく願いいたします。

次回の部会の日程につきましては、先ほど7月以降ということで申し上げましたけれども、具体的なものにつきましては、後日、私どもの方から御連絡いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○近藤部会長 それでは、本日の予定の議事はすべて終了いたしましたので、これをもちまして「食料・農業・農村政策審議会第 17 回家畜衛生部会」を閉会したいと思います。皆様、御協力、どうもありがとうございました。

